

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月9日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=247576

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務(法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。)であって、教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第8の項 県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務(法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。)であって、教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	鳥取県公立高等学校学び直し支援金交付要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における <u>教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること</u> を目的とする。	第2条 本支援金は、高等学校等を中途退学した者が、県立高等学校に再入学又は編入学して学び直すときに、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第3条に規定する高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間の経過後も授業料相当額の支援を行うことにより、 <u>教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること</u> を目的として交付する。
⑦独自利用事務の関連規範		鳥取県公立高等学校学び直し支援金交付要綱 鳥取県公立高等学校学び直し支援金事務取扱要領